

議 事 録

1 日時

令和7年3月6日(木)

午後6時～午後6時57分

2 会場

和歌山市役所 11階 教育委員室

3 出席者

【教育長及び委員】

教育長 阿形 博司

委員 藤本 禎男

委員 森崎 陽子

委員 波床 昌則

委員 石元 和代

【事務局職員】

教育局長 奥山 由佳

学校教育部長 前北 博文

教育施設課長 北野 剛也

青少年課長 鷺山 宏和

学校支援課長 岩本 信哉

教育研究所長 竹内 圭

学校教育課副課長 宮本 直周

学校教育課専門教育監 久保 忠好

学校教育課専門教育監補 立花 大輔

教育政策課総務政策班長 森 一樹

教育学習部長 河嶋 健

教育政策課長 深瀬 琢

生涯学習課長 田村 匡崇

読書活動推進課長 權藤 裕子

学校教育課長 西谷 宣昭

保健給食管理課長 宗 浩二

学校教育課専門教育監 須佐 友洋

学校教育課専門教育監補 喜多 晃嗣

学校教育課専門教育監補 北川 泰大

教育政策課企画員 古谷 高義

4 開会宣示

阿形教育長が開会を宣示。

5 署名委員指名

署名委員に波床委員を指名。

6 報告及び議案

阿形教育長

本日は、報告が1件、議案が4議案となっています。報告第21号については会議規則第5条第6号、議案第57号については会議規則第5条第1号に当たるもので、秘密会が適当だと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同

異議なし。

阿形教育長

異議なしと認め、報告第21号及び議案第57号について秘密会とします。

議案第54号 和歌山市教育委員会事務局組織規則等の一部改正について

阿形教育長

それでは初めに、議案第54号「和歌山市教育委員会事務局組織規則等の一部改正について」の説明をお願いします。

深瀬教育政策課長

議案第54号「和歌山市教育委員会事務局組織規則等の一部改正について」御説明します。

資料の1ページを御覧ください。令和7年度からの組織改正に伴い、「和歌山市教育委員会事務局組織規則」、「和歌山市教育機関組織規則」及び「和歌山市教育委員会教育施設管理規則」の3つの規則について所要の改正を行うものです。それぞれの改正箇所等につきましては、新旧対照表により御説明します。

資料の3ページを御覧ください。まず、和歌山市教育委員会事務局組織規則の一部改正の新旧対照表となっており、5ページまで続いています。この規則は、教育委員会事務局の組織、事務分掌、職制について定めている規則です。改正の内容ですが、組織改正により現行の保健給食管理課の課及び班の名称を変更することに伴い、別表第1、第2及び第3の中の、「保健給食管理課」を「給食管理課」に、「保健給食班」を「給食管理班」に改めます。また、組織改正により現在の保健給食管理課における学校保健に係る事務を学校支援課に移管することに伴い、別表第2の保健給食管理課から学校支援課へ必要な事務を移すよう、改正を行います。

続いて、和歌山市教育機関組織規則の一部改正について、御説明します。資料の6ページを御覧ください。この規則は、教育委員会の所管する学校を除く教育機関の組織、事務分掌、職制について必要な事項を定めている規則です。改正の内容ですが、組織改正で課の名称を変更することに伴い、別表第1の中の、「学校教育部保健給食管理課」を「学校教育部給食管理課」に改めます。

次に、和歌山市教育委員会教育施設管理規則の一部改正について、御説明します。この規則は、教育施設の管理に関し、必要な事項を定めている規則です。資料の7ページを御覧ください。改正の内容ですが、組織改正で課の名称を変更することに伴い、第2条第3項第6号及び第7号中の、「保健給食管理課長」を「給食管理課長」に改めます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

阿形教育長

ありがとうございました。詳しく説明をしてくれたのですが、簡単に申し上げますと、保健給食管理課の学校保健に関する事務を学校支援課に移管することに伴いまして、保健給食管理課から保健が取れまして、給食管理課に名称変更、それに伴って、第1共同調理場、第2共同処理場の所管課の名称も同様に変更するということです。学校保健に関する事務が学校支援課に移りますので、それに伴い人員も学校支援課へ移ることになっています。

何か御質問等ございませんでしょうか。特に、ないでしょうか。

それでは、ただいまの議案第54号について採決を行います。原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

阿形教育長

それでは、原案どおり承認します。

議案第55号 和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則の一部改正について

阿形教育長

続きまして、議案第55号「和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則の一部改正について」の説明をお願いします。

田村生涯学習課長

議案第55号「和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則の一部改正について」御説明いたします。

まず改正の趣旨ですが、学校施設開放事業は、これまで長年にわたり継続されてきた事業で、平成30年にスポーツ振興課から生涯学習課に移管された事業でもあります。現行制度に曖昧な点が多いことやルールが明確化されていないことから、利用団体や学校現場の苦情が多く、問題点が山積している状況であります。そのため、利用者などにとってわかりやすく、公平公正な利用が可能となるよう、令和7年度から制度改正を行い、事務手続き等を変更するものであります。これまでの事務手続きや運用の中で、提出書類の削減や、学校現場の負担軽減、利用日程の決定方法の変更などを行うとともに、本規則に該当するものとしましては、スポーツ制度団体、いわゆる総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の取扱いの変更などとなります。

次に、改正の詳細につきましては、同ページ、趣旨書の改正の概要を御覧ください。1つ目についてですが、第2条第2項第2号イ関係で、「利用団体の代表者要件を緩和」について、これまで、登録団体の要件の一つに、「団体の代表者が通学区域内に住所を有する成人」であることが必要であったことから、その他の要件を満たしている団体であっても、活動を行うことができませんでした。しかし、実際に施設を利用するのは、地域住民であり、その要件が満たされていれば本事業の趣旨に反しないことから、また、生涯スポーツの推進の観点から、より多くの地域住民や団体に利用いただく必要があるという考えのもと、今回代表者の要件を緩

和しました。2つ目が、第2条第3項関係で、「総合型地域スポーツクラブ及びスポーツ少年団の要件の明確化」についてです。学校施設の利用に際し、地域団体よりも、複数の開放学校を利用できる優遇措置を受けている総合型地域スポーツクラブ及びスポーツ少年団について、特に、総合型地域スポーツクラブの要件が明確でないため、実際に総合型地域スポーツクラブでない団体を「総合型」として取り扱っている事例があったため、今回、総合型地域スポーツクラブの要件を明確化します。また、総合型地域スポーツクラブ及びスポーツ少年団のいずれの団体も、これまで事務処理上、施設利用を行う際には登録が必要であったにもかかわらず、その規定がなかったことから、その旨も明確化します。続きまして、3つ目ですが、第2条第4項関係になります。「総合型地域スポーツクラブ及びスポーツ少年団の要件が欠けた場合における登録の取消し」についてです。学校施設開放の団体登録は、毎年、年度初めに行っているため、当該年度の総合型地域スポーツクラブ及びスポーツ少年団の取り扱いは、登録時は見込みの状態であり、年度途中で正式にそれぞれの団体の該当の有無が判明することとなっています。これまで年度途中で非該当となった団体もあって、明確な規定がなかったため、当該年度は総合型地域スポーツクラブ又はスポーツ少年団としての取扱いを行っていましたが、これでは利用が地域の学校のみに限られている地域団体と、複数の学校を利用できる総合型地域スポーツクラブ及びスポーツ少年団との公平性が保てないことから、当該年度内に非該当となった時点で、その時点から年度末までの間において、総合型地域スポーツクラブ又はスポーツ少年団としての団体登録を取り消し、学校施設を使用できない旨を規定します。

説明としては以上です。よろしくお願いします。

阿形教育長

ありがとうございました。学校の体育館や運動場をいろんな方に開放しているわけなのですが、代表者の要件を緩和したということ、それからいわゆる総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の要件を明確にしてその規定を整理したということ、それから今までなかった総合型地域スポーツクラブ又はスポーツ少年団の要件が欠けたときの取消しの規定を定めたということ、以上の3点が主な改正点です。より明確にして、より必要な方に使っていただくことで、学校の受付などの事務を簡素化し、業務を削減できるように生涯学習課で考えて、改正するというのだと思います。何か御質問とかございますか。

波床委員

1点だけ、これまでの規定で、総合型地域スポーツクラブでないクラブが、利用を認められているそのようなケースがあるような御発言があったように思うのですが、そういったクラブについてはこの規定を改めることによって、結局どういうふうになるのでしょうか。

田村生涯学習課長

総合型地域スポーツクラブであるかどうかという確認をする規定がなかったもので、そういう申請を出されることによって、総合型地域スポーツクラブと判断するしかない状態で、利用していただいていたのですが、現実はそのような状況ではない。名前を借りてやっているところもあり、総合型地域スポーツクラブの要件を満たしていないことが後でわかることがあるので、き

ちんと精査できるようにする。例えば、そういったところには地域の住民を集めて地域で活動してもらうように促すなどということにはなっていないかとは思います。

波床委員

そうすると、今回新たに要件を規定することによって、従来のそういう名前を借りて、本来は利用できないが利用していたクラブあるいは団体は、要件に当たらないとなれば、総合型地域スポーツクラブとしては利用できないわけけれども、要件に該当するよう利用者を集めて、それで適切な利用を促すという趣旨と理解してよろしいのでしょうか。

田村生涯学習課長

そういう団体がどうしても利用したいということであれば、ある地区の学校を借りるときに、その地区の利用者を集めて利用していただくという方に促すことになります。

阿形教育長

より条件をきちんと守った状態で使っていただくような形をお願いして、申請してもらうということですか。

田村生涯学習課長

はい。そのとおりです。

波床委員

わかりました。

阿形教育長

他は特にないでしょうか。

それでは、ただいまの議案第55号について採決を行いたいと思います。原案どおり承認してよろしいですか。

委員一同

はい。

阿形教育長

それでは、原案どおり承認します。

議案第56号 和歌山市立学校管理規則の一部改正について

阿形教育長

続きまして、議案第56号「和歌山市立学校管理規則の一部改正について」の説明をお願いします。

西谷学校教育課長

議案第56号「和歌山市立学校管理規則の一部改正について」御説明いたします。

それでは、資料の趣旨書、和歌山市立学校管理規則の一部を改正する規則、新旧対照表を御覧ください。主たる変更内容は、来年度、夜間中学であるあけぼの中学校の開校に伴い、管理規則の改正を行うものです。改正の概要としましては、趣旨書にありますように、9点あります。1点目は、第6条関係、出席停止の命令の手続きに関し、保護者の次に又は成年に達している生徒を加える。2点目は、第9条関係、教材の選定にかかる経済的負担の軽減の対象に成

年に達している生徒を加える。３点目は、第１９条関係、通学区域。４点目は、第２０条及び第２１条関係、入学の対象及び手続の内容。５点目は、第２２条関係、就業年限については夜間中学校実施要領、募集要項で御審議いただいたとおりです。６点目は、第２３条関係、休学に関する手続きについて示したものです。７点目は、第２４条関係、退学についての手続きを定めています。８点目は、第２５条関係、懲戒処分として夜間中学校の生徒に退学または停学を命じた場合の報告事項を定めます。最後に、９点目は、第３３条関係、学校管理規則に定めるもののほか、必要な事項について別に定めるための教育長への委任について定めます。以上の改正を行い、施行期日を令和７年４月１日としたいと考えます。

説明は以上となります。御審議よろしくお願いいたします。

阿形教育長

ありがとうございました。４月に開校します夜間中学校、和歌山あけぼの中学校の開校に伴って、所要の改正を行うという内容になっております。９点の改正の説明がありましたが、御覧にいただいて御質問などもしありましたら、いかがでしょうか。たくさんありますので見ていただけたらと思います。特に御質問等ございませんか。

それでは、ただいまの議案第５６号について採決を行いたいと思います。

原案どおり承認してよろしいですか。

委員一同

はい。

阿形教育長

それでは、原案どおり承認します。

続いて秘密会となりますが、秘密会に入る前に「その他」で何かありませんか。

７ その他

深瀬教育政策課長

今回の教育委員会の日程について報告いたします。４月の教育委員会定例会は、令和７年４月９日（水）午後１時３０分から教育委員室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

阿形教育長

今回は、４月９日（水）午後１時３０分です。よろしくお願いいたします。

他に何かございませんか。ないようですので秘密会に入ります。

傍聴人の方は申し訳ありませんが、退出をお願いします。

８ 非公開事案

—以下『』部分については非公開とする—

報告第２１号 令和６年度末退職校長に対する感謝状授与について
『非公開』

議案第 57 号 人事案件について
『非公開』